

## 平成29年度国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「当センター」という）は、研究開発業務等の特殊性や専門性を考慮し、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当センターにおける平成28年度の契約状況（国立精神・神経医療研究センター会計規程第39条第5項に基づく少額による随意契約のうち100万円以下の契約案件は除く。）は、表1のとおり契約件数は275件、契約金額は62.8億円である。また、競争性のある契約は176件（64.0%）、49.8億円（79.2%）、競争性のない契約は99件（36.0%）、13.1億円（20.8%）となっている。

平成27年度と比較して、競争性のない契約の件数及び金額ともに増えている（件数は44件増、金額は9.3億円増）が、一般競争契約等に移行できるものは、既に移行しており、平成28年度においては、研究開発費が増加したことに伴い、研究開発業務の関連した契約において、競争性のない随意契約が増加したことが主な要因である。

具体的には、研究データの整合性の確保が必要な臨床試験薬の製造業務や試験業務、継続している研究課題における派遣業務や業務委託など、契約の相手方が限られるなど競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。

表1 平成28年度の国立精神・神経医療研究センターの調達全体像 (単位：件、億円)

	平成27年度		平成28年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 75.0%) 189	( 87.9%) 42. 4	( 63.3%) 174	( 76.1%) 47. 8	( 92.1%) △15	( 112.7%) 5. 4
企画競争・公募	( 3.2%) 8	( 4.3%) 2. 1	( 0.7%) 2	( 3.1%) 2. 0	( 25.0%) △6	( 95.2%) △0. 1
競争性のある契約（小計）	( 78.2%) 197	( 92.3%) 44. 5	( 64.0%) 176	( 79.2%) 49. 8	( 89.3%) △21	( 111.9%) 5. 2
競争性のない随意契約	( 21.8%) 55	( 7.7%) 3. 7	( 36.0%) 99	( 20.8%) 13. 1	(180.0%) 44	(354.1%) 9. 3
合計	(100%) 252	(100%) 48. 3	(100%) 275	(100%) 62. 8	( 109.1%) 23	( 130.0%) 14. 6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(2) 当センターにおける平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおり契約件数は 79 件 (44.9%)、契約金額は 21.6 億円 (43.4%) である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約は、金額は増加 (0.8 億円の増) となっているが、件数は減少 (11 件の減) している。また、全体の件数及び金額に占める割合は、件数及び金額ともに前年度より減少 (件数は 0.8 ポイント減、金額は 3.4 ポイント減) しており、前年度に比べ改善している。

表 2 平成 28 年度の国立精神・神経医療研究センターの一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2 者以上	件数	107(54.3%)	97(55.1%)	△10( 90.7%)
	金額	23. 7(53.2%)	28. 2(56.6%)	4. 5(119.0%)
1 者以下	件数	90(45.7%)	79(44.9%)	△11( 87.8%)
	金額	20. 8(46.8%)	21. 6(43.4%)	0. 8(103.8%)
合 計	件数	197(100%)	176(100%)	△21( 89.3%)
	金額	44. 5(100%)	49. 8(100%)	5. 3(111.9%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の ( ) 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

## 2. 平成 28 年度調達等合理化計画に係る自己評価

平成 28 年度において、重点的に取り組む分野として、一者応札・応募の改善等に関する以下の取組を行った。

- ① 応札者の準備期間を十分に確保できる公告期間を可能な限り長く設定した。
- ② 契約審査委員会において、仕様書等の内容が必要以上に過度な内容になっていないかなど、事前の点検を実施した。
- ③ 入札等に参加しなかった業者にヒアリングを行うなどにより要因の把握に努めた。

平成 28 年度における一者応札・応募状況については、上記 1 のとおりであり、平成 28 年度の重点的な取り組みについて、一定の成果があったと考えられる。

なお、平成 28 年度の調達状況として、競争性のない随意契約が増加しているが、契約審査委員会における事前の点検において、随意契約によることができる事由との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否等を審議しており、その結果、少額による随意契約を除いては、契約の相手方が限られなどの競争性のない随意契約によらざるを得ないものに限定している。

## 3. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1 の現状と要因分析及び上記 2 の平成 28 年度調達等合理化計画に係る自己評価を踏まえ、一者応札・応募については、平成 28 年度は、平成 27 年度に比べ改善していることから、平成 27 年度に引き続き、一者応札・応募の改善等に関する取組を行い、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

また、競争性のない随意契約については、調達に関するガバナンスの徹底を図り、競争性のない随意契約にならざるを得ないものに限定していくこととする。

なお、研究開発法人には、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえ、研究成果の最大化が求められていることから、研究開発に係る調達案件については、

公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。

(1) 一者応札・応募の改善等に関する取組

一者応札・応募となった件については、平成28年度に引き続き、以下の取組をそれぞれの調達案件の状況に即して実施し、入札に参加しやすい環境を整えることにより適正な調達を目指す。

また、結果的に一者応札・応募となった案件については、入札等に参加しなかった業者にヒアリングを行うなどにより、要因の把握に努め、改善につなげていく。

【当該取り組みにより、競争契約に占める一者応札割合を可能な限り前年度より低下を目指す。】

- ① 公告期間及び業務準備期間を十分に確保できるよう計画的な事務を行う。
- ② 仕様書等の内容が必要以上に過度な内容になっていないか等点検し、必要に応じ改善する。
- ③ 可能なものについては単年度契約から複数年度契約への移行を検討する。

4. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 隨意契約に関する内部統制の確立

500万円以上の随意契約を締結することとなる案件については、当センター内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議を行い、当センター会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受け、その議論の結果を調達に反映させることとしている。【平成28年度契約審査委員会での随意契約点検件数 14件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当センターでは、文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、日本医療研究開発機構委託研究事業、精神・神経疾患研究開発費等の公的研究費の執行につき、使用方法等の説明会を職員向けに定期的に実施し、研究費の不正使用の防止及び適正な執行運用管理に努めている。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、当センターに設置している契約審査委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 企画戦略室長

副委員長 副院長

委員 総務課長、企画医療研究課長、外部委員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続

の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。